

## 令和元年度（2019年度）第9回教育委員会（12月定例会）議事録

- 1 日時 令和元年（2019年）12月11日（水）  
午後1時から午後2時40分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一  
委員 木之内 均  
委員 吉井 恵璃子  
委員 櫻井 一郎  
委員 吉田 道雄  
委員 田浦 かおり

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 熊本県立図書館協議会委員（公募）の任命について
- 議案第3号 教育委員会事務局事務職員の懲戒処分について
- 議案第4号 教職員の懲戒処分について

#### （2）報告

- 報告（1） 令和元年6月定例県議会及び9月定例県議会における教育委員に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について
- 報告（2） 働き方改革検討委員会の検討経過について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（13:00）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）議事録署名委員の選出

教育長が吉井委員を指名し、了承された。

#### （3）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第2号から議案第4号は人事案件ため非公開とした。

#### （4）議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号、報告（1）、報告（2）を公開で審議し、非公開で議案第3号、議案第4号、議案第2号の順で審議することとした。

#### （5）議事

- 議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

### 教育政策課長

議案第1号について、御説明します。提案理由を1ページに記載しております。

11月定例県議会へ提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して、「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしたため、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。該当の議案は、3ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の項目です。

4ページをお願いします。「議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)」です。

まず、5ページ以降の繰越明許費は、今年度予算の年度内の執行が完了しないと見込まれる場合に議会の議決を得て来年度に執行ができるよう措置するものですが、教育委員会分は6ページの表頭“款”の欄、「9 教育費」及び次の7ページにかけての「10 災害復旧費」に含まれておりますが、内訳については8ページに整理しております。県立高等学校等に係る施設整備事業や文化財に係る災害復旧事業などについて、入札不調などにより年度内の執行が困難となったため、予算の繰越枠を設定するものです。

次に、9ページ以降の債務負担行為ですが、これは例年2月の次の県議会で次年度の当初予算が決定されますが、それより前にあらかじめ予算を決定しておくものです。教育委員会分としましては、まず11ページの「39 ほほえみスクールライフ支援事業」、次の12ページの「42 県立学校用地等賃借」については、年度当初の業務開始までに必要な手続きに3か月程度を要することから、債務負担行為の設定を行うものです。

次に「43 県立美術館展覧会開催事業」につきましては、令和2年3月20日から5月10日にかけて開催する県立美術館展覧会の開催準備のために要する経費500万円を計上しております。この展覧会は本県を含めた実行委員会で実施しますが、本年12月に予定している実行委員会設立時の協定において、本県負担金額を明示する必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。

続いて、追号として提出されました職員給与改定に係る議案について御説明します。該当の議案は、14ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下のいずれも給与改定に伴うもので、第33号が予算関係、第40号が条例関係となります。

15ページは「議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)」です。教育委員会関係は20ページの表頭款の欄、「10 教育費」です。この「教育費」の内訳について21ページに整理しておりますが、知事部局の私学関係を除いた教育委員会分としましては、右上の枠囲みに記載しておりますとおり、3億9,882万5千円です。これらは、県内の民間給与水準との較差を踏まえた人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い職員給与費を増額するものです。

次に、条例関係議案について22ページをお願いします。「1 条例の名称」、「2 改正の必要性」を御覧願います。これは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等について、人事委員会勧告に基づき、改正するものです。「3 主な改正内容」は、(1)給料表を上げるとともに、(2)勤勉手当を0.05月分引き上げます。また、(3)住居手当の対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、12,000円から16,000円とし、手当額の上限を1,000円引き上げ、27,000円から28,000円とする改正を行います。なお、改正に伴う職員への影響を考慮し、令和2年度から令和4年度末までの経過装置を講じることとしております。「4 施行期日」については、月例給については平成31年4月1日としております。また、勤勉手当の支給月数の引上げは、令和元年12月1日から、勤勉手当の支給月数の均等配分は、令和2年4月1日からとしております。23ページから条例案の本文です。教育委員会関係は、ページがとびまして、43ページに「熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正」、48ページに「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正」、53ページに「熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正」を掲載

しております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**教育長**

はい。ただ今の御説明につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

**教育長**

よろしいでしょうか。

**教育長**

この案件については、可決してもよろしいでしょうか。

(委員了承)

**教育長**

はい。ありがとうございます。

○報告（１） 「令和元年６月定例県議会及び９月定例県議会における教育委員に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」

**教育政策課長**

教育政策課でございます。報告（１）として、「６月定例県議会及び９月定例県議会における教育委員会に係る代表質問及び一般質問並びに答弁について」御説明させていただきます。教育委員会における議論の参考とさせていただくため、報告するものです。

報告（１）－１を御覧ください。６月に開かれました定例県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁いたしました。併せて参考として本会議録も添付しております。

なお、添付しております資料は、概要が熊本県議会事務局発行の「熊本県議会報」からの一部抜粋、本会議録が熊本県議会のホームページに掲載されております本会議録からの一部抜粋になります。

続きまして、報告（１）－２を御覧ください。９月に開かれました県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁いたしました。こちらは本会議録につきましては、まだ熊本県議会ホームページに掲載されておりませんので、添付しておりません。

県教育委員会事務局としても、引き続き、県民の声に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組んで参ります。

簡単ではございますが、報告（１）は以上です。

**教育長**

ただ今の説明について、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

**教育長**

９月議会は、１１月にハンドボール大会がある関係で、１１月県議会の会期が少し短くなっておりますので、９月議会の会期が長くなっております。

そのため、質問者も多く、教育長の答弁も多くなっている状況になります。

**教育長**

この件についてはよろしいでしょうか。

**吉田委員**

少しよろしいでしょうか。教育長として印象的な質問はございましたか。

**教育長**

はい。特に9月は、制服に関する質問が割と多くございました。あと働き方に関する御質問、スポーツ施設を今後どうするか等の御質問が重ねてありましたので、それぞれにお答えをさせていただきました。

#### 木之内委員

スポーツ施設関係の質問は、老朽化とか補修関係のものですか。

#### 教育長

はい。老朽化及び新たなニーズを踏まえて、今後どうしていくのかという趣旨の質問でございます。現在、県と市で在り方について検討会を設けておりますので、その議論を深めながら、今後に向けてさらに検討を進めさせていただいております。

#### 教育長

この件につきましては、よろしいでしょうか。

(委員了承)

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

### ○報告(2) 「働き方改革検討委員会の検討経過について」

#### 教育政策課長

教育政策課でございます。報告(2)として、働き方改革検討委員会の検討経過について、御説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。

11月25日(月)に水前寺共済会館グレースシアにおいて、外部有識者で構成する第2回働き方改革検討委員会を開催しました。委員名簿については、5ページに記載しております。今回は、本年3月の文部科学事務次官通知に基づき、学校における働き方改革に係る方針・計画等を策定するため、時間外勤務の状況や各県立学校長のヒアリング、各市町村教育委員会への意見照会などを基に内容を検討し、本県の学校における働き方改革推進プランのたたき台を取りまとめました。

最後のA3の資料をお願いします。推進プランのたたき台でございます。資料の上段を御覧ください。本プランの目的です。本プランは、時代や社会の変化とともに教育内容や学校の機能が大きく変化をする中、長時間勤務をしている教職員が存在しており、教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、子供たちへの教育にも大きな影響を及ぼすものという課題から

- ① 教員の心身の健康とワークライフバランスの実現
  - ② 子供たちと向き合う時間の確保
  - ③ やりがいを持って効果的な教育活動を行う環境の確保
- の3点を目的としております。

資料の左端を御覧ください。取組の方針として、勤務時間の適正管理等、人材の確保・活用、業務の削減・効率化など、6つの取組方針という形で取組を整理しております。その方針に沿って、調査から得られた意見等とそれに対する取組をまとめております。

資料の右端を御覧ください。教員の勤務時間の上限に関する方針でございます。本県の実情を踏まえ、本年1月に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを参考に、所管する県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針についてもお示ししております。上限の目安時間を国と同様に、月45時間以内、年360時間以内と考えております。

なお、現状としまして、平成30年度の県立学校7校における時間外勤務の年間

平均は506時間、月平均は42時間。令和元年9月の全県立学校における教職員の時間外勤務の割合は45時間以上が45.4%、80時間以上が13.8%となっています。

資料の1ページに戻っていただきまして、1ページから4ページには、各委員からの主な発言内容を取組方針に沿って整理しております。

1ページの5 主な御意見の(2)教職員の意識改革については、

- ・ 学校の中の先生方のチーム力を高め、お互い助け合いながら、これはやめよう、これをがんばろうと決断をして納得して動く。学校の中で議論とそれを踏まえた進め方ができるかどうかは大事なことで、などの意見がありました。

2ページに移りまして、(3)人材の確保・活用については、

- ・ 心理士、スクールロイヤーの方を配置すると、先生方は事実確認や情報の共有、引継ぎ、打ち合わせに時間が取られるので煩雑になる部分はあるが、窓口が変わることにより心理的な負担やトータルで割かれる時間は減る。
- ・ 事務職員は整理整頓や職員室のレイアウトなど、生産性に影響する部分を客観的に見て意見が言えるため、改善が進む部分がある。また、学校でのお金の管理や対外的な調整などの面でも期待できる、などの意見がありました。

(4)業務の削減・効率化については、

- ・ 長期スパンで考えるとICT活用が最も削減に有効。
- ・ ICTによる校務支援システムができると負担が減る。少なからず地域で統一した校務支援ソフトが使用できるならば、異動しても同じソフトが使えるので負担が減る。

3ページに移りまして、

- ・ 給食費の未納について、学校の負担が大きい。熊本市では公会計化の動きがあり、各市町村で導入されると負担が小さくなる、などの意見がありました。

(5)保護者等の理解促進については、

- ・ PTAという言葉を入れてほしい。先生のため目的のためになるのであれば、しっかり協力していくのでPTAを何らかの形で入れてもよいのではないかと。
- ・ 負担感軽減をあまり前面に出すと教職員が楽をしているように受け取られるので、多方面からの啓発が必要、などの意見がありました。

(7)その他、目的や方針、期間、時間外勤務の状況については、

- ・ 子ども達のためという言葉が入っているのは保護者として感謝。子ども達のために先生方がワークライフバランスをとれるようにということであれば、保護者も協力、全力で尽くすことができる。
- ・ やりがいを持ってやれているのかが肝心。満足感、達成感があれば責任感を持って仕事ができる。
- ・ 1年間ですべてを動かすのは大変。項目の内容が濃いので、どのように進めていくかスケジュール、工程を伝えるとよい、などの意見がありました。

今回は、たたき台に対して、具体化するための様々な御意見をいただきました。たたき台についての大きな異論はなく、今後はさらに詳細化し、タイムスケジュール等を示すという方向で、全体として御了承いただきました。

今後のスケジュールでございます。県立学校や市町村教育委員会などから御意見をいただいた上で、推進プランの案を作成してまいります。その後、来年3月の第3回検討委員会で協議し、7月に推進プランを決定する予定です。

教育長

はい。ただ今の説明等につきまして質問等があればよろしくお願ひします。

**吉田委員**

よろしいでしょうか。

**教育長**

はい。

**吉田委員**

報告のまとめは発言内容がしっかり記されていると思いますが、公的な報告書として、客観的な表現にさせていただきたいところがあります。例えば2ページ目に「心理士、スクールロイヤーの方」と表記されています。会議での発言はそのとおりだったと思いますが、ここは「スクールロイヤーを配置する」でいいと思います。また、「先生方」も「教師たち」のように客観的な表現をいってはどうでしょうか。さらに、3番目の「学校のことを知らない人より」を「知らない者」がいいと思います。「学校のことをよく分かっていらっしゃる人の方が・・・」もやはり気になる場所です。ともあれ、公的なものになるわけですから、表現もそれに対応され方が文書としては形が整う気がします。

**教育政策課長**

ありがとうございました。そういった部分は意識が足りなかった部分があったかと思ひます。そのまま検討委員会の発言という事でそのまま、まとめてしまいました。今後は気を付けたいと思ひます、ありがとうございました。

**教育長**

他に何かお気付きのところがあればよろしくお願ひいたします。

**吉田委員**

もう1つよろしいでしょうか。

**教育長**

はい。

**吉田委員**

現場の声はどんな感じなのでしょう。

**教育総務局長**

教育理事と一緒に県立学校の校長の面談を年3回行っておりまして、いろいろ話を聞いていると各学校でもそれぞれ出来ることはやっているのだけど、やはり今までどおり教育の質を担保するとなると、どうやって月45時間以内、年360時間以内に近づければいいのか、なかなか厳しい面があるというのが県立学校長の御意見です。小・中学校においても教育事務所長からお話を聞くと、やはり今まで積み重ねてきたことをどう変えていくのかという事になると保護者の方、地域の方にしっかりと御理解いただければ地域が成り立ちません。地域の行事とかですね。そうすると学校が地域共同という観点で目の前に立つよりも、学校が地域の中心となっていて行っている部分があるので、そこは簡単にはいかない部分があるのではないかなといくつかお聞きしています。私たちからお願ひしているのは出来ることはいろいろとまとめて、県教育委員会で立体的に取り組むべきことは御意見をください。その上で私たちとしては、皆で協議をしながら県民全体に御理解を求めていくしかないのかなと思っております。なかなか特効薬がないのが実情でございまして、文科省が出しているガイドラインについて、よく吟味し、地域特性を踏まえながらやっていかないと劇的に変えられるものではないと思っております。そこは児童・生徒の為に1つ1つ積み重ねていくしかないのかなと教育総務局長としては考えております。以上です。

## 吉田委員

はい。分かりました。

## 教育長

他はよろしいでしょうか

## 木之内委員

今おっしゃられたように急激に変えると教育の質の担保とかも当然あると思うのですね。例えば地域の人たちも一緒になって、クラブ活動のいろんなサポートも含めて、そういうのが働き方改革と連動して地域ぐるみで考えるというところが出ている等、具体的にそういう所が実際に生まれているのかとか、そのような例や動きがありますか。

## 教育総務局長

はい。今委員がおっしゃったようにですね、社会教育課の方で地域協働活動をやらせていただいて、ある地域では非常に素晴らしいコーディネーターがいらっやって、見守りとか清掃とか、しっかり学校の中に入っていただいて先生達の負担軽減をやられている。また、ある地域では、地域全体で学校と一体化すれば、子ども達が落ち着いてきたとか、そういう好事例はいくつか出てきております。

しかし、先ほど申しましたように地域人材をどう育成していくかというのがひとつのポイントですし、保護者の方にも昼間お仕事をされている方も多いので、そこはもう少し私達も研究し、保護者の方の御理解をいただき、地域の方の御理解をいただかないと文科省のガイドラインに示されております様な業務を外に押し出すという事は厳しいのではないかなと思っております。ですから今後は啓発をどう県の中で進めていくかというのが、私たちはポイントと考えております。そこは県P連、高P連を交えて、教育委員の方の御意見も交えてしっかり取り組んで行きたいと思っております。

人手不足の面については、こちらに書いてありますように外部人員の活用で、いわゆるスクール・ソーシャルワーカー等が入っていただいて、かなり助かっていると現場からのお声もお聞きしています。組合交渉の中でもそういう御意見をいただく場合が多くございますので、しっかりと外部の専門家の方の活用は図っていかうと思っております。

## 教育長

他はよろしいでしょうか。 はい。よろしく申し上げます。

## 田浦委員

人材を活用するという点で、退職された先生方とかに、「この後再雇用とかをお考えですか。」とお尋ねすると「もう絶対嫌だ。」とおっしゃる方がほとんどなのですよね。先生方もやり切ったというか、燃え尽きていらっやるような感じなのですけれども、それほど学校現場での負担が相当あったのだなと感じています。せっかくでしたら専科の先生として入っていただくという事が出来ないのかなという事を勝手に想像しています。小学校では、やはり担任の先生方はずっと1日中、子ども達の面倒見ていらっやるので、そこで専門の先生の教科の資格を持っていらっやる方が専科で入っていただけたら、時間的な余裕とか、気持ち的にも出てくるのではないかなと思ってはいますけど、それが法律上可能なのがちょっとわかりませんが、いかがでしょうか。

## 学校人事課長

学校人事課でございます。今の先生方の年齢構成から退職後の校長先生をはじめ教員をどう活用するか、貢献していただくかは大きなテーマだと思っております。

実際に今年度の再任用の制度を少し見直していきまして、小学校の場合はTT（チームティーチング）とかそういった部分で担任を持たずに入ってもらいたいというのを取り入れて募集をかけておりまして、実際にそれによって再任用の数というのは、まだ公表は出来ませんが増えております。そういった形で、必ずしも担任の全部責任を負うという事ではなくて、その方々の能力を活かすという視点で退職後の先生の活用というのは引き続き考えていきたいと思っております。

#### 教育長

他はよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

#### 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和2年（2020年）1月17日（金）午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

#### 7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後2時40分